



LIFRE

**Legal Information Flash Report
from MCLAW**

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:https://www.mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

本年4月1日より段階的に施行される改正育児介護休業法の内容及び国及び東京都におけるカスタマーハラスメント対策の動きについて概説いたします。

◆育児介護休業法の改正

育児介護休業法等を改正する法律が成立し、令和7年中に段階的に施行されます。

なお、施行日は基本的に令和7年4月1日ですが、★印を付けた制度は10月1日に施行されます。

1. 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現する措置

(1) 柔軟な働き方を実現する措置として、労働者が次の措置のうち2つを選択して利用できるようにした上で、事業主に対して当該措置の個別の周知・意向確認を義務付ける(★)。

- ①始業時刻等の変更
- ②テレワーク等（10日以上／月）
- ③保育施設の設置運営等
- ④養育両立支援休暇の付与（10日以上／年）
- ⑤短時間勤務

(2) 残業免除の範囲を小学校就学前の子を養育する労働者に拡大する。

(3) 看護休暇について、子の行事参加等の場合も取得可能とし、対象となる子の範囲を小学校3年生まで拡大する。また、勤続6ヶ月未満の労働者を除外する制度を廃止する。

(4) 3歳未満の子を養育する労働者に対する措置として、テレワークを追加する。

(5) 事業主に対し、従業員が妊娠・出産の申し出た際や、子が3歳になる前に、仕事と育児の両立に関する個別の意向の聴取・配慮を義務付ける(★)。

2. 育児休業取得状況の公表等

(1) 育児休業の公表義務を負う企業を、常時雇用する従業員が300人超の企業に拡大する。

(2) 事業主に対し、育児休業の取得状況に係る状況把握・数値目標の設定を義務付ける。

(3) 次世代育成支援対策推進法の有効期限を10年間延長し、令和17年3月31日までとする。

＊令和6年5月31日に施行済。

3. 介護離職防止のための措置

(1) 事業主に対し、労働者が家族の介護に直面した旨を申し出た際、支援制度等について個別に周知・意向確認を行うことを義務付ける。

(2) 事業主に対し、両立支援制度等についての早期の情報提供や、雇用環境の整備（労働者への研修等）を義務付ける。

(3) 介護休暇の取得について、勤続6ヶ月未満の労働者を除外する制度を廃止する。

(4) 家族を介護する労働者に対する措置として、テレワークを追加する。

◇カスタマーハラスメント対策の義務化へ

厚労省は、令和6年12月、カスタマーハラスメント（以下「カスハラ」といいます）からの従業員

の保護について、企業に対策を義務づける方針を決めました。令和7年の通常国会でも法律として成立する見込みですので、ご紹介致します。

1. カスハラとは

厚労省の定めるカスハラは、次の3つの要素全てを満たすものとされています。

①顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行うこと（潜在的顧客を含み、法律上の利害関係に限らず事実上の利害関係がある者も含むと考えられます）

②社会通念上相当な範囲を超えた言動であること（言動の内容及び手段・態様を総合的に判断して相当でないものを指します）

③労働者の就業環境が害されること（労働者が身体的または精神的に苦痛を与えられ、就業する上で看過できない程度の支障が生じることが必要であり、1回のみの言動であり継続性がない場合であっても該当し得ます）

2. 事業主に求められる措置の内容

次のような措置を求めることが事業主に対して要請されることが予定されています。

- ①事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ②相談に応じ、適切に対応するための体制の整備
- ③カスハラ発生後の迅速かつ適切な対応

3. 東京都カスタマーハラスメント防止条例

東京都では、令和7年4月からカスハラ防止条例が施行されます。同条例では、「顧客等から就業者に対し、その業務に関して行われる著しい迷惑行為であって、就業環境を害するもの」がカスハラであると定義され、何人もカスハラを行ってはならないことが定められるとともに、都が指針（ガイドライン）を定めることを規定しており、同条例に基づいて指針が定められております。同指針はカスハラ対策を進めるにあたり参考になると考えられますので、ぜひご参照ください。

（弁護士友成、弁護士門屋）

法務トピックス

◆入社祝い金（就職祝い金）の規制強化

職業紹介事業者による入社祝い金の支給は、不適切な転職や短期間での離職が増加するリスクを高めるとの理由で、令和3年4月1日から禁止されていますが、改善につながらないため、令和7年から規制が強化されます。1月1日からは職業紹介事業の許可条件に「転職勧奨の禁止」と「お祝い金等の提供の禁止」が追加され、4月1日からは、これまで禁止対象ではなかった求人サイト・求人情報誌などを運営する募集情報等提供事業者も原則禁止となります。詳細は厚生労働省のHPをご覧ください。